

世のため、人のための寄附金は税制も後押し

1. 援けたい、寄付をしたい

T社長(70歳)から突然の電話が入りました。

「若い頃、東北地方で仕事をしていた。今回の地震と津波の悲惨な状況を見ると、涙があふれて止まらない。たくさんの人の顔が目に見えなくていいよ。何かしてあげなくては…何かをしてあげたい!」

涙もろいT社長の切々な想いが伝わってきました。

「寄付をしたいと思う。どこへ寄付をしたらよいかを教えてください。」

税理士としての私はすぐに、「寄付 = 寄附金控除」を思い浮かべました。税制では寄付を後押しする環境が整えられているのです。すかさず、適用できる寄付先となる公的な機関を、具体的にご紹介しました。

2. 特定寄附金なら所得税等が50%節税に

T社長の寄附金が特定寄附金に該当すれば、高額所得者であるT社長は所得税等の節税が約50%可能です。

概算ですが、寄附金100万円であれば100万円×50% = 50万円が節税になります。T社長の実質負担額は、半分の50万円です。

3. 相続税も節税になるかも

70歳のT社長は資産家です。現行法の相続税の最高税率50%の適用が予想されます。100万円を寄付しなかった場合には、100万円の預金残高に相続税50%が課税されます。よって、相続税の税引き後の純資産は50万円です。

上記2の50万円の所得税の節税分に対する相続税50%が適用されたとして、税引き後25万円です。つまり寄附金100万円をすることによって、所得税、相続税の節税メリットは、最大75%適用されます。

相続が発生してから相続税申告期限(10ヶ月)まで

に寄付した場合も、寄付された金額に対しては相続税が非課税となります。

4. 法人税40%(現行法)も節税に

法人も特定指定寄附金の適用を受けられます。課税所得から寄附金相当額は損金になります。よって最大40%(現行法)は法人税等が節税可能です。100万円の寄附金は、法人の実質負担額は60万円です。

5. 生き金と、死に金

感の鋭いT社長は即決即断をしました。

「分かった、個人で200万円する。法人で100万円する。法人は3月決算に間に合うようにしてくれ。善は急げ!手続きをしてくれ。」

勿論、オッケーです。

T社長曰く「お金は人を幸せにするために使うもの、それが生き金だよ。私が貯めて残しているだけでは、死に金だよ。」

今回のことでT社長から教えられました。今までは節税はお客さまの為に考えていました。世のため、人のためになる節税もあるのです。まさに、生き金と死に金です。そして打てば響く、行動するタイミングが大事です。

寄附金控除の計算方法(個人所得税の場合)

下記のいずれか低い金額 - 2000円 = 控除額

- イ) その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- ロ) その年の総所得額等の40%相当額

寄附金控除の対象となる寄付先

日本赤十字社、報道機関等に対する義援金等(地方公共団体に拠出されるもの)は、特段の確認手続きを要することなく、「国等に対する寄附金」に該当します。 領収書要